

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木惣三郎上告趣意について。

所論は、重大な事実誤認の主張であるから、刑訴四〇五条に当らないし、また、
本件では同四一一条の職権発動を為すべき場合とも認められない。
よつて、同四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見で主文の
とおり決定する。

昭和二六年一月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	岩	松	三	郎